**研究開発資産　登録情報等チェックリスト（システム改修後）**

**委託先名　　　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□免税事業者のみここにチェックを入れてください**

**契約管理番号：**

**資産登録書の文書番号：BNS-J- - 　　届出日：20 年 月 日**

|  |  |
| --- | --- |
| [ ]  1. | 実施計画書で認められた資産ですか。 |
| [ ]  2. | 資産情報・建物情報等が全て正しく入力されていますか。住所は番地まで入力されていますか。 |
| [ ]  3.  | 登録単位は機能が発揮する単位として妥当ですか。 |
|  | 注)単体で機能かつ使用するか、複数の資産を組み合わせて機能するかで判断します。 |
| [ ]  4. | 資産名称は相応しいですか。（注)○○工事、□□修理、△△パーツなどの名称は使いません。） |
| [ ]  5. | 登録資産は取得価額（消費税額を含む）が５０万円以上かつ使用可能期間が１年以上ですか。 |
|  | 注)研究に使用する期間ではなく、資産の使用可能期間（耐用年数）で判断します。 |
| [ ]  6. | 登録の際に入力した取得価額は消費税抜きですか。桁間違えはないですか。 |
| [ ]  7. | 付帯設備、設置工事費等が発生している場合は取得価額に合算されていますか。 |
| [ ]  8. | 取得日は正しいですか。 |
|  | 注)購入の場合は納品検収日に、製造の場合は、竣工の検査日（運用開始日）となっていますか。 |
| [ ]  9. | 勘定科目及び耐用年数は正しいですか。 |
|  | 注)研究開発資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和四十年大蔵省令）」に拠ります。原則として、別表第６の耐用年数を適用します。 |
| [ ]  10. | 建設仮勘定の登録漏れはありませんか。 |
|  | 注)製作した資産であって、当該年度内で使用開始に至らない場合、年度毎の製作部分を建設仮勘定として登録し、完成年度で一斉に本勘定へ振り替えます。 |
| [ ]  11. | 改造の場合、既に登録しているNEDO資産の改造であって１０万円（税込み）以上ですか。 |
|  | 注)委託先所有の装置等を改造する場合は、５０万円(税込み)以上のものが登録対象です。 |
| [ ]  12. | 購入又は製作したソフトウェアを単体で登録していませんか。 |
|  | 注)ソフトウェア単体は、登録しません。NEDO資産の装置類と一体の場合は装置として登録します。 |
| [ ]  13. | 付保登録（開始日）は妥当ですか。 |
|  | 注)建物内の施設に対して包括的な損害保険を掛けている場合は登録不要です。取得した翌月第５営業日までにご報告頂ければ、取得日から保険をかけることが出来ます。 |
| [ ]  14. | 今回登録する資産以外に、以下に該当する登録漏れの資産はありませんか。 |
|  | ・税抜きで50万円以上を資産登録するものと誤認して登録されていない。・改造費を修理費であると誤認して登録されていない。・試作品を製作後1年以上使用（経過）しているにもかかわらず登録されていない。 |

**チェック日　　　：20 年 月 日　　　チェック担当者名：**

**本チェックリストは資産登録書を届出の際に、プロジェクト担当者に別途メールでご提出をお願いいたします。**

**７，１０，１１，１２，１３は今回の登録に該当しない場合もチェックをお願いいたします。**

**【連絡事項】NEDO担当者への連絡事項があれば記入ください。**